

第11号様式（第8条関係）

産業廃棄物税修正申告書

登録番号

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 沖縄県 那覇県税事務所長 殿	納税者	氏名又は名称並びに代表者名				
		住所又は所在地				
		この申告に回答する者の氏名及び電話番号	(電話)			
	最終処分場	名 称				
		所 在 地				
申告の対象期間		年 月 日から 年 月 日まで				
期間中における申告納付に係る最終処分場への産業廃棄物の搬入量		①	千			トン
条例第5条第2号の規定によって課税免除される搬入量のうち申告納付に係るもの		②				
申告納付に係る課税の対象となる産業廃棄物の搬入量 (①-②)		③				
③の内訳	中間処理業者が中間処理を行った後に生ずる産業廃棄物を自らが設置する最終処分場へ搬入した数量	④				
	産業廃棄物を自らが設置する最終処分場へ搬入した数量(④を除く)	⑤				
課税標準の特例	条例第7条第1号の規定によって課税標準の特例の対象とされる数量	⑥				
	条例第7条第2号の規定によって課税標準の特例の対象とされる数量	⑦				
この申告に係る課税標準数量 (③-⑥× $\frac{1}{4}$ -⑦× $\frac{1}{2}$)		⑧				
申告納付すべき産業廃棄物税額 (⑧×1,000円/トン)		⑨	百万		千	円
既に納付の確定した産業廃棄物税額		⑩	百万		千	円
この修正申告により申告納付すべき税額 (⑨-⑩)		⑪	百万		千	円
申告書提出期限		年 月 日				

- (注) 1 この申告書には、附表(①②④⑤⑥⑦欄)の搬入量及び数量に関する明細書を添付して提出してください。
- 2 搬入量及び数量を記入する場合は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は体積から換算した重量)を記入することとし、トン未満の端数についてもそのまま記入してください。
- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。
- 4 「既に納付の確定した産業廃棄物税額」の欄は、修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付することが確定している税額を記入してください。
- 5 修正申告の場合、延滞金及び過少申告加算金が徴収される場合があります。

第11号様式附表

		施 設 の 名 称		登 録 番 号	
修正申告書〔 〕欄の搬入量又は数量に関する明細書					
申告の対象期間	年 月 日から 年 月 日まで				
産業廃棄物の種類	搬入重量 (トン) (ア)	重量の計測が困難な場合			合計重量 (トン) (ア)+(イ)
		体積 (立方メートル) (A)	換算係数 (B)	換算重量 (トン) (A)×(B)=(イ)	
燃 え 殻	.	.	1.14	.	.
汚 泥	.	.	1.10	.	.
廃 油	.	.	0.90	.	.
廃プラスチック類	.	.	0.35	.	.
紙 く ず	.	.	0.30	.	.
木 く ず	.	.	0.55	.	.
織 維 く ず	.	.	0.12	.	.
動物又は植物に係る 固形状の不要物	.	.	1.00	.	.
獣畜及び食鳥に係る 固形状の不要物	.	.	1.00	.	.
ゴ ム く ず	.	.	0.52	.	.
金 属 く ず	.	.	1.13	.	.
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	.	.	1.00	.	.
鋳 さ い	.	.	1.93	.	.
コンクリートの破片その他これに類する不要物	.	.	1.48	.	.
動物のふん尿	.	.	1.00	.	.
動物の死体	.	.	1.00	.	.
ば い じ ん	.	.	1.26	.	.
廃棄物処理法施行令第2条第13号の廃棄物	.	.	1.00	.	.
合 計

- (注) 1 この明細書は施設ごとに作成してください。
 2 この明細書は、第11号様式の申告書に添付して提出してください。
 3 重量、体積を記入する場合は、計量又は測定した数量を記入し、トン未満の端数についてもそのまま記入してください。